

## 分科会補助金に関する覚書

一般社団法人日本粉体工業技術協会

1. 分科会に関する会合を次の3つに区分し、それぞれの会合に対して補助金の額を定める。

- ① 分科会本会合
- ② 分科会幹事会
- ③ 分科会小委員会

2. 分科会本会合に対する補助金は、下表のとおりとする。

(年間開催回数は3回を標準とし、最低2回、目標4回とする)

[単位：万円]

1 回 の 会 議 時 間					
3 時間未満		3 時間以上、5 時間未満		5 時間以上	
単独	合同	単独	合同	単独	合同
0	0	13	9	26	18

注1： 1回の会議時間は、昼食および懇親会時間を除く。

注2： 合同の欄は、合同分科会を開催するそれぞれの分科会に対する補助金額を示す。  
正副コーディネータとも欠席の場合は、その分科会への補助金（9又は18）から2万円減額する。ただし、代行者が出席する場合はその限りでない。

注3： 正、副2名以上のコーディネータが出席する場合は、4項に示す補助金の増額がある。

注4： 分科会の本会合を国外で開催する場合は、上記補助金の他に、26万円を増額補助する。但し2以上の分科会が合同して開催する場合は等分して支給する。

3. 分科会幹事会および分科会小委員会に対する補助金は、下表のとおりとする。

[単位：万円]

会 名	1 回 の 会 議 時 間	補 助 金	会 議 時 間 算 定 条 件
分科会 幹事会	1 時間未満	0	1 回 の 会 議 時 間 は 昼 食 お よ び 夕 食 時 間 を 含 め て も よ い。
	1 時間以上、3 時間未満	1	
	3 時間以上	2	
分科会 小委員会	2 時間未満	0	1 回 の 会 議 時 間 は 昼 食 お よ び 夕 食 時 間 を 除 く。
	2 時間以上、5 時間未満	2	
	5 時間以上	4	

注1： 分科会小委員会での審議事項は分科会本会合にて報告する。

注2： 正、副2名以上のコーディネータが出席する場合は、4項に示す補助金の増額がある。

4. 分科会補助金は、次の2つの条件を同時に満たす場合、2万円（3名の場合は3万円）を増額して支給する。

条件1. 正、副2名以上のコーディネータが参加する場合

条件2. 正、副2名以上のコーディネータの内、1名でもその旅費計算距離が、片道100km以上である場合

但し、分科会本会合、幹事会及び小委員会のいずれか2つ以上の会合を、同日（又は前後日）同場所（又は同地域）で行う場合の補助金の増額分は、いずれか1つの会合分のみとする。

なお、補助金の申請時に上記の条件を満たして補助金の支給を受けたのち、何らかの事情で1名が会合に欠席し、上記の条件を満たさなくなった場合は、補助金の増額は取消される。従って、会計報告時（年度末報告時でも可）に増額分を事務局に返却する。

#### 5. その他の注意事項

5-1. 会計報告は、徴収した会合参加費を含めた全会計とし、上期（中間）と年度末の2回、本部事務局に会計報告書を提出する。

なお、会計報告書の提出期限及び提出書類等は、次のとおりとする。

上期（中間）：10月10日（厳守）----- 会計簿のコピーのみ

年度末：3月31日（厳守）----- 会計簿及び関連領収書一式

5-2. 講師謝礼等は、源泉徴収10.21%を差し引き支払うこと。

謝礼及び源泉徴収額は会合後直ちに本部へ報告する。

（注記）平成25年1月から25年間に生ずる所得について源泉徴収する際には、所得税の2.1%相当分である復興特別所得税を併せて徴収することになった「特別措置法」。

5-3. 分科会毎の年間事業予算（年間補助金予定額）は、分科会から提出された事業計画書をもとに審議決定されるが、次の点に留意する。

(1) 年間事業予算については、年度末収支を±0とするよう心がけて運用する。

(2) 分科会毎の年度末決算において余剰金が出た場合は、繰越金（積立金）として、その分科会の次年度予算に組み入れる。

但し、繰越金（積立金）は150万円を限度とし、それを超える分については、本部へ返金する。

(3) 年度末における収支が赤字となった場合は、次年度のその分科会事業予算から赤字分を差引く。

（附 則）

この覚書の改定は、平成25年1月1日から発効する。

（付 記） 昭和61年 6月 1日 制定  
平成 7年 9月22日 改定  
平成 8年 3月21日 改定（理事会承認）  
平成 8年 9月19日 改定（理事会承認）  
平成 9年 3月19日 一部改定（追記）（理事会承認）  
平成10年 3月19日 改定（理事会承認）  
平成12年 3月23日 一部改定（理事会承認）  
平成15年 3月19日 一部改定（理事会承認）  
平成17年 5月12日 一部改定（理事会承認）  
平成18年 5月11日 一部改定（理事会承認）

平成23年 5月12日 一部改定（理事会承認）  
平成25年 3月19日 一部改定（理事会了承）